

	法施行後の変化	法施行後の課題	障害を理由とした差別の事例および合理的配慮提供の事例
地域生活支援	<ul style="list-style-type: none"> ・電車とホームの隙間(段差)が広い駅があり乗降の際に危険を感じが、ある駅では駅員の対応が良く、ソフト面での対応をされていた。 ・障害のある当事者からの意見をしっかり聞く雰囲気が出てきた。 ・各種委員会に、当事者が入るようになってきた。 ・福祉関係の事業所や、企業での研修を行う際に、情報の伝え方を工夫することや、座席などの環境調整を行うことが合理的配慮の一つであることを、特性の理解という視点だけではなく、より根拠を持って説明できるようになった。 ・相談の中で「自分にとっての合理的配慮は何か」ということを、支援者とともに考えることにより、より自己理解が進むケースが見られてきた。 ・発達障害の当事者から「例えば行政窓口での相談の際などに配慮の申出がしやすくなった ・企業では、個別の面談を行うなど、本人の意向をより丁寧に聞こうとする動きが見られている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者用トイレに、まだまだ、おむつ交換用ベッドが設置されていない公共施設や商業施設が多く、外出の際に不便を感じる。 ・JR利用時に乗降時間について事前連絡しているが、実際の対応は遅く、電車を乗り遅れてしまうことがある。 ・医療的ケアのある方の、ワンストップの相談窓口やマネジメント機能が未整備。医療、福祉、教育がばらばらに提供されている。 ・法の周知はまだまだこれからだと感じる。 ・当事者が自分から配慮を求めていく前提として、自己理解が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ・医療的ケアのある方の社会参加のための、外出支援がほとんどない。 ・訪問看護は自宅のみで、看護ヘルプ的な外出、見守りの支援が全くない。 ・医療的ケアのある方の、通学支援や放課後デイ、児童発達支援、入浴サービスが不足している。 ・医療的ケア対応の移動支援がまたはは圏域のショートステイ整備が必要 ・グループホームでも、土日や体調不良時の医療受診など、現状のサービスでは、家族に依存していることも多く、安心して生活できない。家族の負担なしの在宅生活の支援を行う必要がある。 ・医療的ケアのある方の、有期限入所(3か月まで)やグループホーム生活者の体調不良時重症心身障害入院などがうまく機能して、在宅あるいはグループホームの生活が維持されたことがある。
教育			<ul style="list-style-type: none"> ・個別の教育支援計画の中に「合理的配慮の提供」欄を設けて記入することとなっている。 ・中学校の定期テストにおける ①テスト用紙の拡大 ②別室受験を認めるようになった。
障害児支援		<ul style="list-style-type: none"> ・合理的配慮を要求されることが増えて、地域で資源や支援者やつなぎや連携が未整備の状況では、相談員の負担になることもある。そうした、現場の悩みも吸い上げる必要がある。 ・〇〇市では、発達障害の相談窓口が、高校生で抜け落ちている。国は切れ目ない支援と言いつつ、身近な地域(市町の単位)では、格差がある。 ・発達障害の方は、その特性上、なかなか自分の困りごとすら口に出せない事が多い。そのようなことから、特に小中高生は、不登校などの二次障害的なものになり、さらに、支援が進まない悪循環になっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ある放課後等デイサービス事業所では、信頼構築が最優先で、人的(数的)確保と配慮をしている。 ・場面かんもくや不登校などの児童には時間をかけて、保護者とも信頼関係を構築するようしている。これは、身近な地域での、通所施設だからこそ、顔が見える、継続した支援だからこそと考えられ、放課後等デイサービスという制度は本当によく考えられており、こうした地道な活動が継続して出来る事を希望する。

		法施行後の変化	法施行後の課題	障害を理由とした差別の事例および合理的配慮提供の事例
分野	就労		<ul style="list-style-type: none"> ・啓発においては、「チラシを配布しました」では何も変わらないと思うので、発信元が障害福祉課だけではなく教育・人権・労政サイドからも、研修や人が集まる場所での説明が必要。 ・良くも悪くも何も変わらないというのが実感。法の周知が障害当事者、家族、支援者、行政担当部局くらいにしか浸透されていなく、変化を期待することが無理。 ・差別解消法に限らず障害福祉関連の多くの法律、施策に無関心な人たちが多く、いろんな意味で共生社会構築の困難さを感じる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・企業の雇用においては、通常は8時間勤務の従業員しかいない事業所でも、障がいのある方が働きやすいように、就業規則や給与規程を変更するなど配慮だと気付いていただきたい。こうした取り組みは、育児中のシングルマザー、退職後の高齢者などにとっても働きやすく、広くバリアフリーや共生といった社会創りの一歩となる。 ・身体障害の人の通所において、いつも近隣の駅まで送迎していた母親の透析の通院に伴い、サービス調整会議で検討された結果、市の巡回バスを透析通院日に合わせて(週三日)配車されたと言う事例がある。 ・しかしまだまだ差別的行為も散見され、甲賀地域においてGHを整備しようとしていた法人が、地域の反対に遭い市役所とともに住民説明を行いやっと開所にこぎつけたという事例もある。
	地域包括ケアシステム・相談支援		<ul style="list-style-type: none"> ・市町の行政窓口担当者の大人の発達障害についての対応が、脆弱なところが多い。 	
	文化・芸術	<ul style="list-style-type: none"> ・公共交通機関や民間事業所において、積極的にエレベーターの設置などに取り組み、バリアフリーが進んでいる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「障害者差別解消法」自体の認知が、社会全般により広がっていない。PRも含めて周知していく必要がある。 ・駐車環境は整っているが、利用したい人が利用できるような配慮が低く、一般車両が駐車してあることが多い。 ・障害の軽重や種別等、分け隔てなく集える場の設定・お互いを理解し合い楽しめる場から合理的配慮が広がると良い。 	<ul style="list-style-type: none"> ・グループホーム設置に向けて、住民への合意を得ようとしても、結局自宅近くへの設置には反対意見が出され、障がい者理解が進んでいない。 ・保育園に利用申し込みをする際、子供に障害(片目義眼)があるとわかると受け入れてもらえないかもしれないと思い、利用決定後にそのことを申告した事例があった。 ・インクルーシブな教育環境を実現することで、親が子供から学び、障害のあるなしに関係のない差別解消に向けた社会づくりが可能となるのではないかと。 ・ご本人でも応募できると条件にあげておられる書類が、万人の障害のある方に通用する内容ではなく、ご本人が理解できず難を示されることがあった。 ・せっかくあるスロープなのに植木鉢が並べてあり、通れない。 ・スーパー等のレジの通り幅が1か所でも広いところがあると車椅子が通りやすい。 ・児童中心に見学を受け入れている企業では、障害児者からの申し込みは受け付けず申し込みのみに大変苦労すると聞いた。受け付けてくれても、見学内容等に制限が多いように感じている。 ・1階の駐車場に連結する入口が定時で閉まり、それ以降の時間の会議で利用する身体障害の方がエレベーターを利用できない。 ・コンビニエンスストアで出入り禁止になった知的障害者がいる。 ・外食の余暇支援で常連客になると、席や必要なものを伝えなくても準備してくれる。 ・エレベーターに乗る順を譲ってくれる。

		法施行後の変化	法施行後の課題	障害を理由とした差別の事例および合理的配慮提供の事例
	情報コミュニケーション	<ul style="list-style-type: none"> ・特に電車利用時の駅員の対応がよくなった。たとえば、声かけの回数が明らかに増えた。電車に乗るまで見守られている感がある。交通(輸送機関)は、会社の目的とはことなっているが、結果的には障害者にとって使い易いものになりつつある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・民間では法律の趣旨にコツコツと対応しているように見えるが、半面、公的機関はハード面に眼が配られ、ソフト面では、まだまだ遅れているように感じる。 ・課題として、「障害者」という名の下で、一つの枠で考えないことが必要である。例えば、情報取得障害者と運動機能障害者と、相容れない「合理的配慮」がある。点字ブロックや障害者用トイレの設備などがその例である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・施設に体験と食事を予約するために訪問したときに、盲導犬利用者は体験も食事できないと言われた。施設内に入ってもらうことはできないと言われた。 ・民間では、「合理的配慮」と言う言葉よりも「サービスの品質向上」と言う面で配慮をしていて、それが「差別の解消」につながっている。例えば、階段横に簡単な(車椅子の幅は取れないが、人の幅なら可能)スロープを設置している施設もあり、これも差別解消につながるなどのアドバイスが必要だと思う。 ・行政側も「具体的な差別解消」について、アドバイザーとしての研究が求められる。障害者の意見や要望を受け入れるだけでなく、自分が「障害者」であったならば、どのような行動をするかと、少し立ち止まって考える余裕を持ってほしい。 ・〇〇市の身体障害者の29年度の募集案内に活字対応のできる人、口頭で面接のできる人とあるのは、視覚と聴覚障害者の受験すらできなくしている。

共生社会づくりを目指すための条例について

・難病の利用者がおられますが、市や相談機関の無理解に苦しんでおられる。発達障害で、本人も親も障害受容ができずに離職を繰り返す方がおられる。こうした無手帳(非公式?)障がい者にも配慮が行き渡るように、まずは対象となる「障がい者」の範囲を明確にすべきかと思う。特に外見で分かり難い障害の場合、事業者側にとって「手帳があるから配慮した」「手帳を持っていないから配慮できない」といったトラブルも想定され、この条例によって必要以上に一般県民から「触らぬ神にたたりなし」というような風潮にだけはなしてほしい。

・「生きづらさを抱える人」全般への配慮につながり、県民が納得できるような内容であってほしい。

・条例が障害者を取り巻くものだけが知っている、必要としている条例になっても変化は少ないと思う。もっと県民一人一人にその理念が浸透し、自分事になる条例にすることが重要であると感じている。

・「社会的背景」の文中にある「生きづらさを抱えて孤立した人の存在を顕在化」したのは滋賀の縁創造実践センターなののでしょうか？滋賀の縁創造実践センターが出来る以前より障害者福祉に取り組み活動してきた法人や団体、ましてや当事者の存在は「など」で表現されるのでしょうか？

・「人もサービスの担い手と受け手に分かれて、人と人とのつながりや、命のぬくもりを感じづらい状況」とは誰の目線なののでしょうか？

・条例の必要性の中にある「新たな福祉モデル」とは、何を指しているのでしょうか？

・計画相談が施行されてから、全国の事業所より公的責任意識の後退による弊害(必要な支給内容が決定されない等)が聞こえています。文章の内容を読むと、「財政問題から公的な責任での福祉は難しいので・・・」と読み取れてしまっていますが、福祉とは本来公的責任の上での取り組みのはずです。